

副本

平成 17 年（ワ）第 87 号、平成 18 年（ワ）第 16 号

遺伝子組換え稻の作付け禁止等請求事件

原 告 山田稔 外 22 名

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

準備書面（34）

「本鑑定を東京大学（吉村教授）に対し嘱託することが誠実公正性であること」
に関する補足意見

平成 19 年 3 月 15 日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畠 中 鐵 丸

同 弁護士 山 岸 純

- 一、原告らは、東京大学吉村教授が森・西澤両教授の鉄欠乏耐性遺伝子組換えイネに関する研究に深く関与したと主張する。しかしながら、吉村教授は、鉄欠乏耐性遺伝子組換えイネの開発に関与したのではなく、あくまで、被告準備書面（31）に述べたとおり、単に、鉄とムギネ酸との関係について、一定の示唆を行ったに過ぎない。
- 二、上記事実は、吉村教授本人にも確認しているところであるが、他方、原告らは、引用にかかる論文を単に検索しただけであり、論文を読んでいけるとは到底考えられず、推測を前提に論難するに過ぎない。
- 三、また、執筆者に名を連ねることを以て、「中心人物」視することは不適当である。すなわち、当時の学会の慣習として、関与が少ないのであっても執筆者とすることは広く行われており、それは、研究者間においては公知の事柄である。逆に、かような吉村教授が名を連ねた論文すべてにおいて「中心人物」として関わっていたとしたのであれば、（名を連ねた）全論文数との比較において、吉村教授の研究・執筆稼働時間はおよそありえない規模にならざるを得ないし、この一事を以てしても原告の論難が根拠ないことは明らかである。

- 四、さらに、森教授と吉村教授との関係を問題にすること自体不適切であること、教授・助教授の関係にあったことから親密な間柄であるとの主張も不適切であることを付言する。
- 五、これまで、被告として、具体的根拠を明示して京都大学佐藤教授が嘱託先として不適当であることを述べてきたところであるが、本裁判は多くの科学者の注目を集めており、「(本件GMイネ実験が) 人にも影響するような耐性菌出現の危険性がある非常に危険な行為である」と強固に主張している金川教授が直接依頼した研究者」が本鑑定を実施することで公正さが確保されるのか、との疑問の声が上がっているところである。したがって、貴庁においても、かのような点を踏まえて、中立・公正を厳正に確保する観点において鑑定嘱託先を決定いただきたい。

以上

FROM 法院センター

2007年03月15日(木) 13:57/譲13:56

PC02

(参考)

平成 17 年(ワ)第 87 号、平成 18 年(ワ)第 16 号

遺伝子組換え稻の作付け禁止等請求事件

原 告 山田 稔 外 22 名

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

準備書面(34)

「本鑑定を東京大学(吉村教授)に対し嘱託することが誠実公正性であること」
に関する補足意見

平成 19 年 3 月 15 日

新潟地方裁判所高田支部合議係

御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸

弁護士 山 岸 純

同 弁護士 山 岸 純

- 一、原告らは、東京大学吉村教授が森・西澤両教授の鉄欠乏耐性遺伝子組換えイネに関する研究に深く関与したと主張する。しかしながら、吉村教授は、鉄欠乏耐性遺伝子組換えイネの開発に関与したのではなく、あくまで、被告準備書面(31)に述べたとおり、単に、鉄とムギネ酸との関係について、一定の示唆を行ったに過ぎない。
- 二、上記事実は、吉村教授本人にも確認しているところであるが、他方、原告らは、引用にかかる論文を単に検索しただけであり、論文を読んでいるとは到底考えられず、推測を前提に論難するに過ぎない。
- 三、また、執筆者に名を連ねることを以て、「中心人物」視することは不適当である。すなわち、当時の学会の慣習として、関与が少ないのであっても執筆者とすることは広く行われており、それは、研究者間においては公知の事柄である。逆に、かような吉村教授が名を連ねた論文すべてにおいて「中心人物」として関わっていたとしたのであれば、(名を連ねた)全論文数との比較において、吉村教授の研究・執筆稼働時間はおよそありえない規模にならざるを得ないし、この一事を以てしても原告の論難が根拠ないことは明らかである。